

用語解説

児童発達支援

就学前の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団への適応訓練などの支援を行う。

医療型児童発達支援

就学前の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う。

放課後等デイサービス

就学中の障害児に、授業終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行う。

保育所等訪問支援

保育所等に通う障害児に、その施設等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。

障害児相談支援

障害児の自立した生活を支え、児童とその家族が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。

児童福祉法に基づき障害児相談支援事業所が障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングや相談対応等を行います。

併用利用

保育所、幼稚園等に通っている乳幼児が、保育所・幼稚園等に通いながら、休日である土曜日等に、児童発達支援事業所を利用すること。

支援学校(特別支援学校)

心身に障害のある児童・生徒に対し教育を行い、また、障害による学習上または生活上の困難を克服するために必要な知識・技能などを養うことを目的とする学校。

支援学級

障害があることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な児童に対して、一人一人の障害の種類・程度等に応じ、特別な配慮の下に、小学校・中学校において適切な教育を行う学級。